

序 論

- I 四万十市総合計画について
- II 四万十市の概況
- III 市民の声
- IV 時代の潮流と人口の見通し
- V 今後のまちづくりの課題

四万十市総合計画

1 計画策定の目的

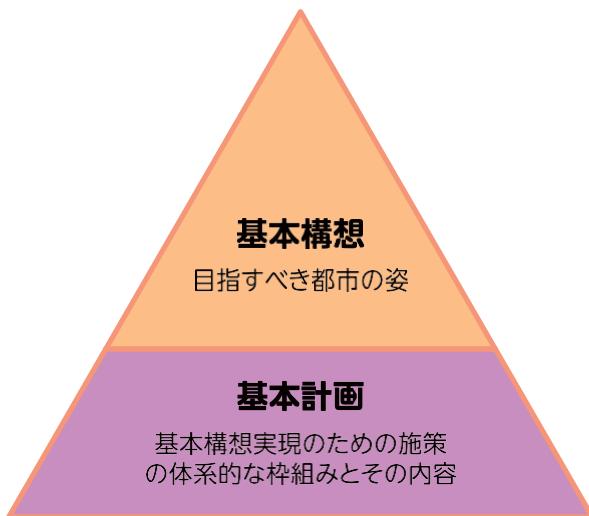
本市は、平成17年4月の合併を機に、「四万十市建設計画」を市政運営の指針とし、「いきいき遡上！ 四万十市 一かがやく笑顔、ゆたかな自然、やすらぎ溢れるまち四万十一」を新市の将来像として、各種の施策に取り組んできました。

この間、社会経済環境の変化は速度を増し、とりわけ人口減少・少子高齢化・多世帯社会の本格到来は、社会、経済、財政に広範な影響を及ぼし始めています。さらに、平成23年3月11日の東日本大震災は、暮らしの安全・安心に対する考え方を大きく変える出来事となりました。

このような状況の中、四万十市建設計画が平成26年度をもって計画期間の満了となることから、本市を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しつつ、10年先の姿を見極め、その実現に向けた取り組みを推進するために、新たな「総合計画」を策定するものです。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」によって構成されます。



基本構想

行政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、長期的視点から本市の将来像及びそれを達成するための基本目標を明らかにするものです。

「基本構想」の計画期間は、平成27年度から令和7年度までの11年間とします。

基本計画

「基本構想」に掲げる将来像を実現するため、本市が今後11年間で取り組むべき主要な施策について、その展開の考え方を示すものです。

実効性のある計画とするため、可能な限り具体的な目標を設定し、効果的に事業を推進するものとします。

「基本計画」は、長期的視点に立った「基本構想」の実現を中期的視点から具体化するため、計画期間については、平成27年度から令和元年度までの5年間を「前期基本計画」、令和2年度から令和7年度までの6年間を「後期基本計画」とします。

平成・令和（年度）											
27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	

基本構想

【11年間】

基本計画

前期基本計画【5年間】

後期基本計画【6年間】